

# REDD+、 JCM 、 GCF等の動向

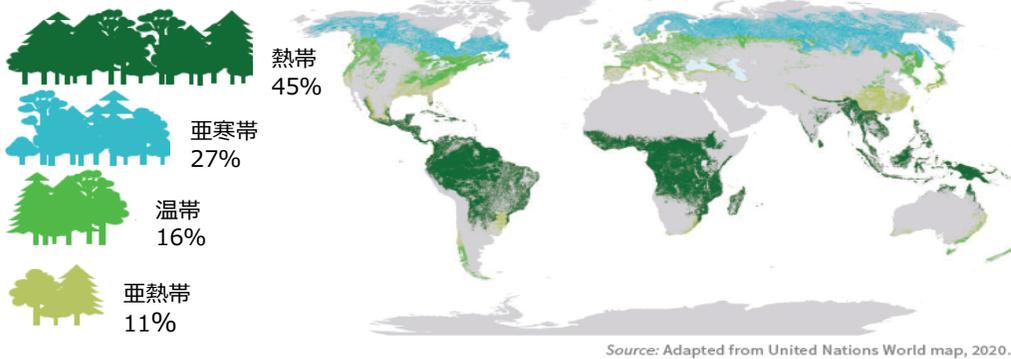
令和5年1月

林野庁森林整備部計画課  
国際森林減少対策調整官  
石川貴之

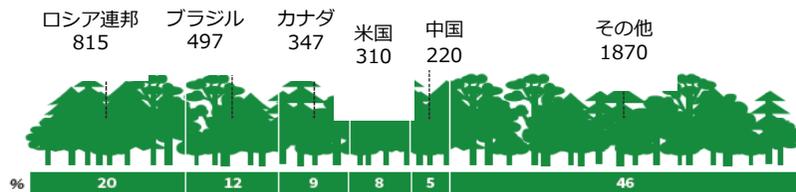
# 世界の森林の状況

- 世界の森林面積は約40億6000万ha(陸地の31%)であり、その多くは熱帯(45%)に分布し、次いで、亜寒帯(27%)、温帯(16%)、亜熱帯(11%)の順となる。また、その半分以上(54%)は5ヶ国に分布。
- 1990年以降、世界の森林は1億7800万ha減少し、世界の森林面積の減少は続いているが、減少速度は低下。2010年から2020年において森林が純減する速度が高い地域はアフリカ(毎年390万ha)次いで南米(毎年260万ha)である。
- 熱帯・亜熱帯地域における森林減少の主要因は農業。(農地転用)

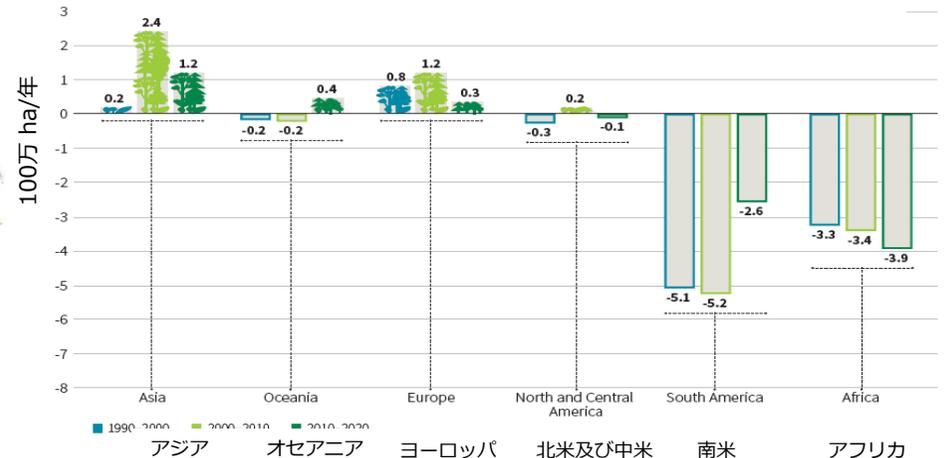
気候帯別の森林面積の割合と分布 (2020年)



森林面積の上位5カ国 (2020年、百万ha)



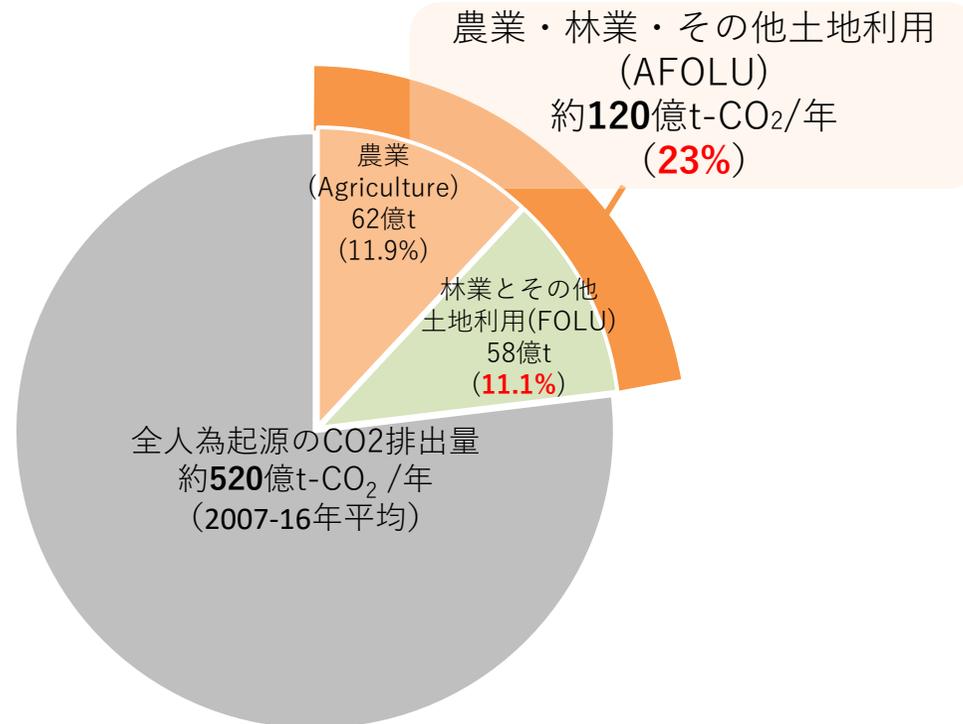
10年ごとの地域別森林面積の年間純変化 (1990年~2020年)



# AFOLU分野のGHG排出削減・吸収ポテンシャル

- 農業、林業及びその他土地利用(AFOLU: Agriculture, Forestry and Other Land use)由来の排出は世界全体の排出量の約1/4。
- 林業及び土地利用変化(森林減少、森林劣化)由来は全体の約1割を占める。

## ■ 世界の農林業由来のGHG排出量

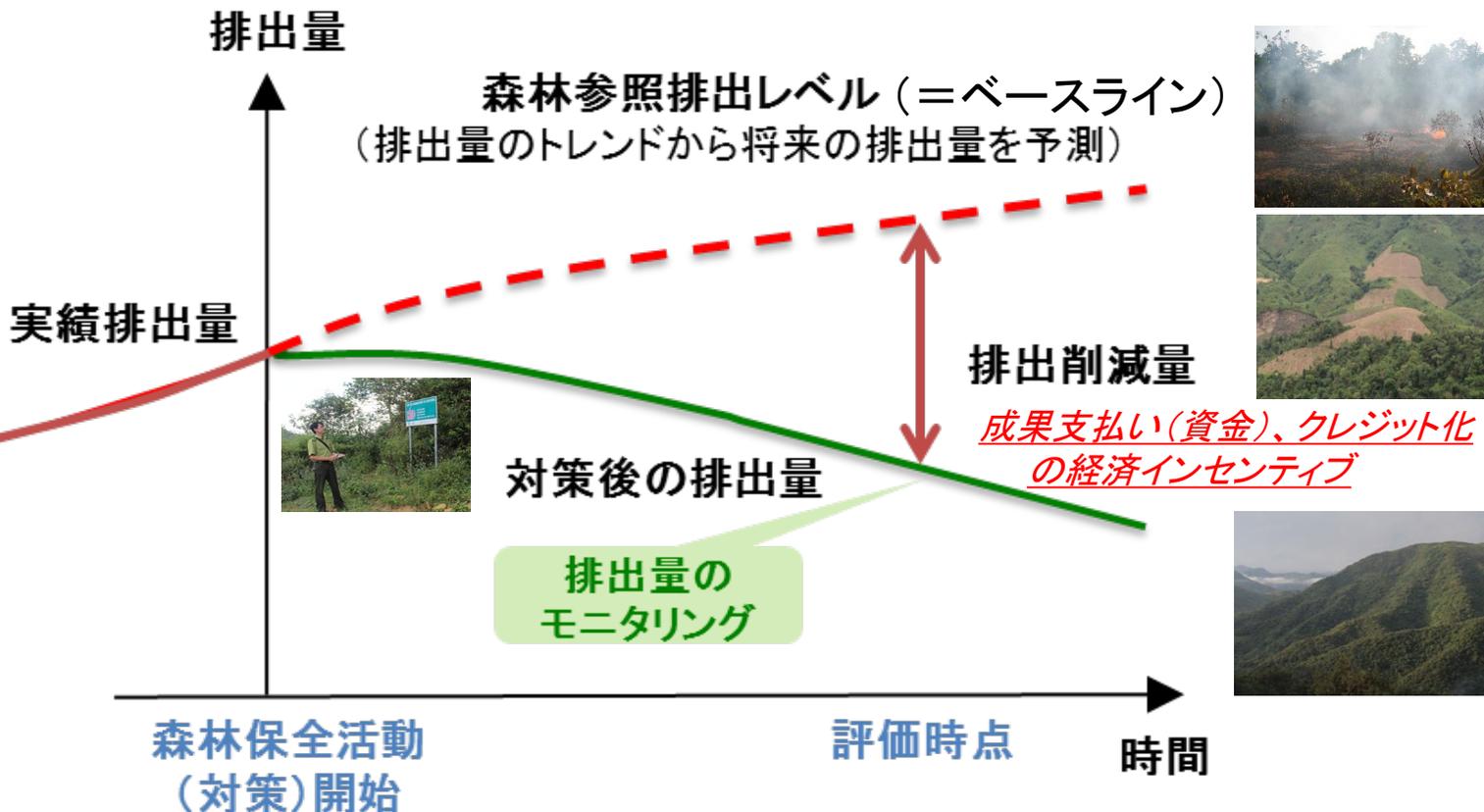


単位：億t-CO<sub>2</sub>換算（2007-16年平均）  
出典：IPCC 土地関係特別報告書（2019年）

# REDD+ (途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等)

Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation; and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries ( ; and以下が「+」に相当)

- REDD+とは、持続可能な森林管理や適切な森林保全を通じて途上国における森林の減少や劣化を抑制し、温室効果ガスの排出削減や吸収増加を促進させる気候変動緩和策。
- 国連気候変動枠組条約のCOP21では、我が国も積極的に交渉に参画し、REDD+の実施・支援の奨励を「パリ協定」に位置づけることに貢献。



- 森林減少・劣化の主な要因
  - ・農地開発
  - ・短周期の移動耕作 (焼畑)
  - ・大規模な森林火災
  - ・違法及び過剰伐採 等

- 具体的な対策
  - <適切な森林管理>
    - ・土地利用区分の明確化
    - ・違法伐採のパトロール
    - ・森林伐採許可の制限
    - ・森林の造成・再生 等
  - <代替生計手段の提供>
    - ・非木材林産物の商品化
    - ・アグロフォレストリー 等

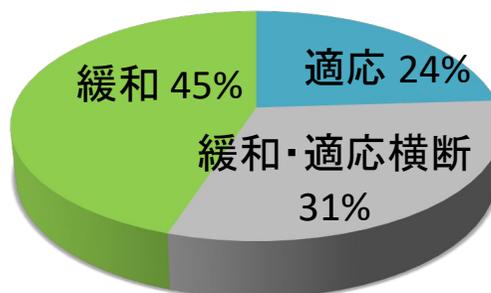
# 緑の気候基金(GCF)の概要

- 設立: 気候変動枠組条約(UNFCCC) COP16で設立決定。
- 目的: 途上国による温室効果ガス削減(緩和)と気候変動の影響への対処(適応)の支援。
- 意思決定: 毎年2~4回開催されるGCF理事会。
- 理事会構成: 先進国(我が国含む)と途上国から各12名の合計24名の理事。

資金拠出の基本理念: 長期的に見て、緩和と適応に半分ずつ。地域バランスにも配慮。

GCF事務局:  
韓国仁川市

## 資金拠出の割合



## 優先分野

### 適応 (気候強靱性の強化)

生態系・生態系サービス  
インフラ・建築環境  
健康・食糧・水の安全  
住民・コミュニティの生計向上

### 緩和 (温室効果ガス削減)

発電、エネルギーアクセス向上(再エネ)  
交通  
建物、都市、産業、家電(省エネ)  
**森林・土地利用**

## 途上国の森林減少・劣化対策等(REDD+)への支援

REDD+の準備や実施プロジェクト支援のほか、REDD+の成果に対する支払いを行う試行取組(途上国のREDD+による**排出削減1トンに対し5ドルの経済インセンティブを付与**。ブラジル、エクアドル、チリ、パラグアイ、インドネシア、コロンビア、アルゼンチン、コスタリカに総額5億ドルの成果払いを決定。)を実施。

	初期拠出 (IRM)	第1次増資 (GCF-1)
	2015~2018年	2020~2023年
英	12億ドル	18.5億ドル
<b>日本</b>	<b>15億ドル</b>	<b>15億ドル</b>
仏	10億ドル	17.4億ドル
独	10億ドル	17億ドル
スウェーデン	5.8億ドル	8.5億ドル
米	10億ドル	—
ノルウェー	2.7億ドル	4.2億ドル
カナダ	2.7億ドル	2億ドル
その他諸国	計約15億ドル	計約15億ドル
<b>プレッジ総額</b>	<b>約83億ドル</b>	<b>約97億ドル</b>
2022年2月現在	(※) 第一次増資は拠出表明額。	

出典: GCF at a Glance project portfolio as of 7 October 2021

# 緑の気候基金(GCF)のREDD+成果支払プログラム(RBP)

- 気候変動枠組条約(UNFCCC)及びパリ協定の資金枠組みである緑の気候基金(GCF)において、2017年から、国・(暫定的に)準国レベルでのREDD+活動による排出削減に対して、CO2換算で1トンあたり5ドルの成果支払いパイロットプログラム(以下「REDD+成果支払プログラム」)が開始。
- 2020年の第27回理事会における採択案件をもって割当額上限の5億ドルに達した(採択されたのは中南米7件、アジア(インドネシア)1件の計8件)。
- COP27では、GCF理事会に対し、REDD+関連活動の実施等を通じた世界的な緩和への貢献を高めるインセンティブや成果支払いの支援を継続することを推奨することが決定された。

## ■ 成果支払いプログラム詳細

- 支払単価はCO2換算でトン当たり5ドル、プロジェクト支払い対象期間は2014~2018。
- 認証機関(AE)が国に変わって、コンセプトノートを提出。適格性が認められた場合、事業提案書が招待される。事業提案書は、スコアカードによって、採点がなされ、支払い額が決定する。
- 成果支払いを受けた国は、その収益を、パリ協定下の現在・次期NDC、REDD+戦略又は低炭素発展計画に沿った活動に、再投資しなければならない。
- 排出削減の所有権はホスト国政府に帰属、国際移転は不可(ホスト国NDCには活用可)。
- 第29回理事会の推奨により、第二フェーズとしての継続に関する非公式議論が2021~2022年に開催。

## ■ 採択済み案件

承認理事会	案件番号	国	提案した認証機関	排出削減量(百万トン)	成果支払額(百万ドル)
第22回	100	ブラジル	国連開発計画(UNDP)	18.8	96.5
第23回	110	エクアドル	国連開発計画(UNDP)	3.6	18.6
第24回	120	チリ	国連食糧農業機関(FAO)	12.4	63.6
第24回	121	パラグアイ	国連環境計画(UNEP)	9.8	50.0
第26回	130	インドネシア	国連開発計画(UNDP)	20.3	103.8
第26回	134	コロンビア	国連食糧農業機関(FAO)	5.5	28.2
第27回	142	アルゼンチン	国連食糧農業機関(FAO)	18.7	82.0
第27回	144	コスタリカ	国連開発計画(UNDP)	14.1	54.1

# COP26で決定されたパリ協定第6条関連の実施指針

- パリ協定第6条では3つの取組みが規定。COP26では、これらの取組みを実施するための実施指針が策定。  
※COP24で、パリ協定のルールブックは採択されたが、第6条実施指針の策定は見送られた。
- 具体的には、各国ボトムアップ・分権的な二国間の取組みである6条2項、京都議定書CDMの後継となるトップダウン・中央集権型の6条4項、6条2項・4項以外の方法で途上国を支援する6条8項、それぞれに関する文書が合意された。

パリ協定	具体的な取組み	実施指針 (採択文書)
第6条2項	○ 各国が独自に実施している市場メカニズムに関する取組みをパリ協定の下で認める規定(日本の二国間クレジット制度(JCM)等)。各国によるボトムアップ・分権的な取組み。 (いわゆる、「協力的アプローチ」)	二重計上の防止等に関するガイダンス
第6条4項	○ パリ協定の管理下で中央集権的なメカニズムを実施する。京都議定書のCDMに類似しているトップダウン型・中央集権型の取組み。 (いわゆる、「国連管理型メカニズム」)	規則、方法と手続き
第6条8項	○ 6条2項・4項以外の方法で途上国を支援するもの。途上国の能力向上支援等。 (いわゆる、「非市場アプローチ」)	作業計画

参考: UNFCCC ウェブサイト

6条2項ガイダンス: <https://unfccc.int/documents/310510>

6条4項規則、方法と手続き: <https://unfccc.int/documents/310511>

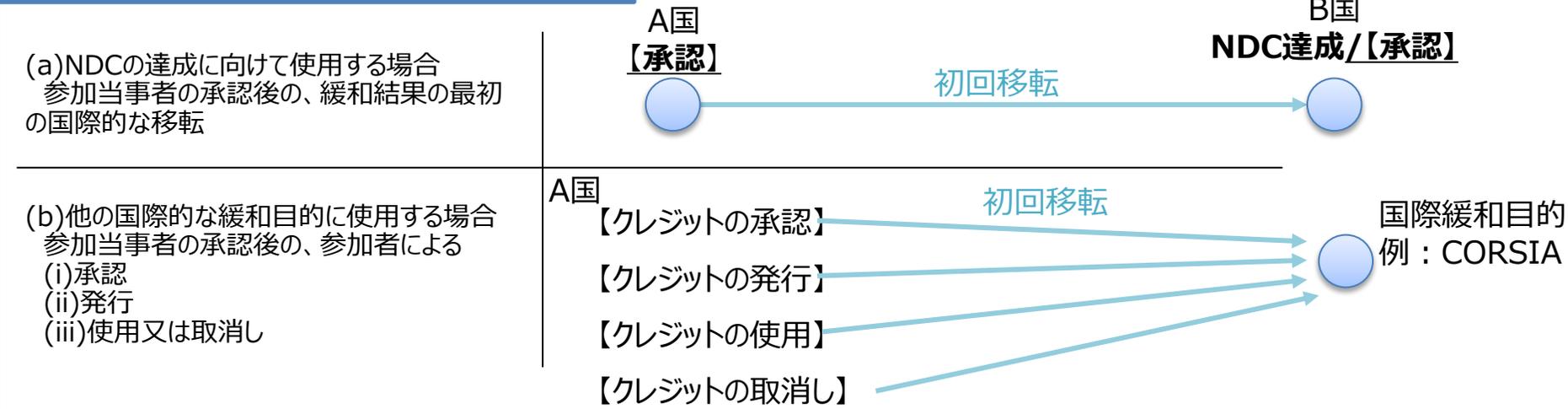
6条8項作業計画: <https://unfccc.int/documents/310512>

# 国際移転の定義

## ITMOs（国際的に移転される緩和成果）の定義



## 初回移転（first transfer）の定義



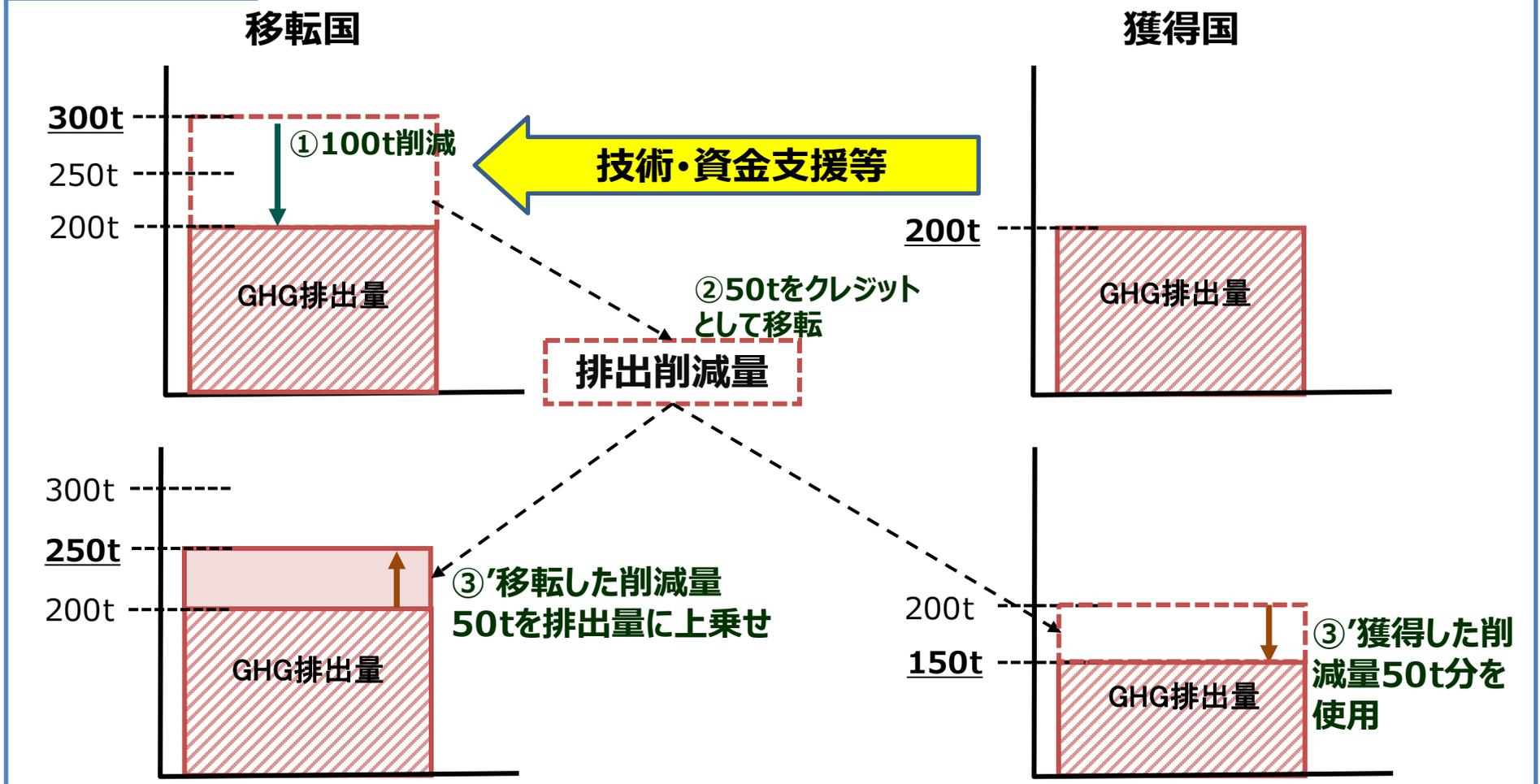
## 参加要件



# 国際移転の二重計上の防止

- ◆ 各国の削減目標達成へのダブルカウント(二重計上)を防止するため、**移転された削減量が獲得国の目標達成にのみ使用**されていることが必要
- ◆ このため、削減量を移転国の排出量に上乗せする(相当調整)

## 相当調整の例



# COP27でのREDD+に関連する議論①パリ協定6条4項監督機関

- COP26での決定では、6条4項メカニズムの監督を行う機関として、監督機関を設置し、この下で様々なメカニズムの運用に関する検討を行い、COP27に向けて検討し勧告を策定することとされていた。
- 三回の会合(7月下旬、9月中下旬、11月上旬)が開催され、運営事項、方法論に係る申請の要求事項、吸収・除去 (removal)を伴う活動等について議論された。
- このうち、方法論の要求事項については、その複雑さや限られた時間しかなかったことから、勧告を完成させることができず、COP28に向けて引き続き検討することとなった。
- 吸収・除去を伴う活動についての勧告は作成され、COP27期間中のCMA.4で議論されたが、各国から、環境的・社会的な負の影響の回避に関する記述(セーフガード)が不十分であることやオブザーバーの議論への参加が確保されていないことなどの懸念が表明された結果、COP28に向けて再度検討を行うこととされた。具体的な作業としては、各国や認められたオブザーバーからの意見の提出を2023年3月15日までに招致するとともに、それら意見を監督機関で検討し、更なる勧告をCOP28に向けて作成することとされた。
- 今後の監督機関の方法論及び吸収・除去活動の検討にあたっては、パブリックコンサルテーションを通じた幅広い意見を検討することとされた。

## 6条4項監督機関が作成した吸収・除去を伴う活動に関する勧告の主なポイント

- 吸収・除去 (removal)とは、人為的な活動により大気中から温室効果ガスを取り除き、地中・陸上・海洋の貯留庫や製品に耐久的に (durably) 貯蔵するプロセスまたはその成果である。
- 現地測定、リモートセンシング、計測器による測定、モデル化の適切な組み合わせに基づく定量化および推定によって、吸収・除去量をモニタリングする。
- 計算に当たっては、付随する不確実性を述べるとともに、不確実性が特定の制限を超えた場合、保守的に計算量を調整する。
- 反転リスクに対処し、反転時の完全補填を確実にするため、監督機関が定める方法論に基づき、モニタリングはクレジット期間の終了後も継続する。
- クレジットになる吸収・除去は、ベースラインを超えるものとし、活動やリーケージによる排出を差し引く。
- 監督機関が作成する要求事項に従って、非持続性リスクを、複数のNDC実施期間において最小限にし、反転が起きた場合にはそのすべてに対処することを確実にする。

# COP27でのREDD+に関連する議論②パリ協定6条排出回避

○パリ協定6条2項及び4項において、排出削減・吸収に加えて、国際移転の対象として、排出回避 (Emission Avoidance)を含めるかどうかについて、COP27に向けて検討することとされていた。これはフィリピンが主張。

○フィリピンは、排出回避を、「エネルギー、交通、製造、農業、人為由来の森林減少やその他の活動で予定されていた行動により創出される温室効果ガス排出の、完全な移転や予防を行うこと」と定義できるとし、これにより、温暖化の影響を回避することにつながるとしている。

○COP27の期間中は、排出回避について、多くの国が優先事項ではないとし、深い議論が行われることはなく、6条4項では2023年のCOP28、6条2項においては2024年のCOP29にそれぞれ向けて、引き続き検討を行うこととなった。

※REDD+活動は、UNFCCCのCOP決定文書及びパリ協定において、排出削減と記載されている。

## ■COP決定文書及びパリ協定のREDD+関連規定

1/CP.16、  
(COP16  
決定文  
書)

70. 途上国の締約国に対し、各締約国が適切とみなし、それぞれの能力と国情に応じて以下の活動を行うことにより、森林セクターにおける緩和行動に貢献することを奨励する。

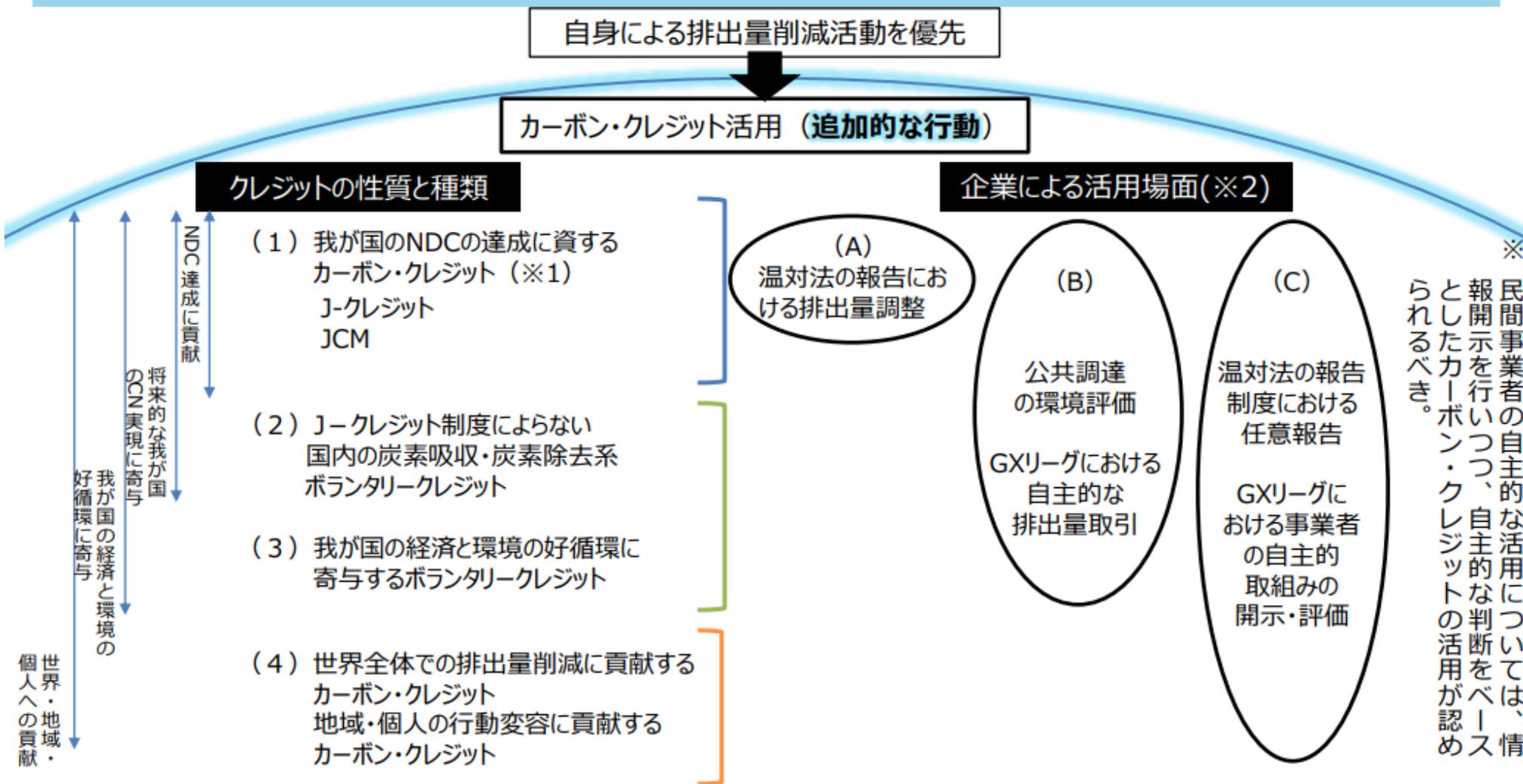
- (a) 森林減少による排出削減
- (b) 森林の劣化による排出削減
- (c) 森林の炭素ストックの保全
- (d) 森林の持続可能な管理
- (e) 森林炭素蓄積量の増加

パリ協定  
5条2項

2 締約国は、開発途上国における森林の減少及び劣化から生ずる排出の削減に関連する活動並びに開発途上国における森林の保全、持続可能な森林経営及び森林の炭素蓄積の向上が果たす役割に関する政策上の取組及び積極的な症例措置について並びに総合的かつ持続可能な森林経営のための緩和及び適応の一体的な取組等の代替的な政策上の取組についての既存の枠組みであって、条約に基づいて既に合意された関連の指針及び決定に定めるものを、これらの取組に関連する非炭素の便益を適宜奨励することの重要性を再確認しつつ、実施し、及び支援する（成果に基づく支払により行うことを含む。）ための行動をとることが奨励される。

# (参考) カーボンクレジットレポート概要より抜粋 カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、活用の道筋の明確化

- 需要面における課題を踏まえ、多様なカーボン・クレジットについて、下記の図のとおりクレジットの性質と種類を整理し、各国内制度において、カーボン・クレジットの活用の道筋を明確化する。



※1:6条2項における相当調整済ボランタリークレジット、6条4項における国連クレジットについて、今後要議論。※2:活用場面はあくまで一例。

# 世界銀行森林炭素パートナーシップ基金(FCPF)の概要

- FCPFは、途上国におけるREDD+の取組みを支援するマルチドナー基金。2007年9月の世銀理事会で設立が承認され、2007年12月COP13バリ会合で立ち上げが発表された。準備基金と炭素基金の2基金から構成され、各々2008年6月、2011年5月に運営が開始された。
- **準備基金**：各国REDD+戦略策定や排出削減量観測システム構築などのREDD+プロジェクトを実施するための能力構築を支援。2022年12月末で終了。
- **炭素基金**：REDD+の準備活動において顕著な進捗を遂げた国を対象に、準国等のREDD+活動により達成した排出削減量に応じて支払いを実施し、排出権(クレジット)を買い取るもの。2025年末に終了予定。

## ■ 炭素基金の成果支払契約内容とステータス

国 (15か国)	削減契約量 (百万トン)	支払見込額 (百万ドル)
コンゴ民主共和国	11.0	55.0
チリ	5.2	26.2
コスタリカ	12.0	60.0
コートジボワール	10.0	50.0
ドミニカ共和国	5.0	25.0
フィジー	2.5	12.5
ガーナ	10.0	50.0
インドネシア	22.0	110.0
ラオス	8.4	42.0
マダガスカル	10.0	50.0
モザンビーク	10.0	50.0
ネパール	9.0	45.0
コンゴ共和国	8.4	41.8
ベトナム	10.3	51.5
グアテマラ	10.5	52.5
<b>合計</b>	<b>144.3</b>	<b>721.3</b>

(参考) 世界銀行 低排出による気候行動拡大 (SCALE: Scaling Climate Action by Lower Emissions)

- COP27では、温室効果ガスの排出削減を拡大するための新しいマルチパートナー基金であるSCALEが発表。2023年末までに10億ドルの資金を目標とし、承認された排出削減に対し、成果支払いの形で1プロジェクト平均50百万ドルの助成をするものとされている。
- 3つの主な対象分野：
  - ① **自然気候** (マングローブ含む森林からの吸収最大化、農業等) ※森林減少の防止等の分野も含まれる。
  - ② **持続可能なインフラ** (電力輸送、廃棄物管理等)
  - ③ **財政** (化石燃料補助の変革含む戦略的政策変更、炭素課税、グリーンボンド等)
- これには、高品質な排出削減の需要と供給を埋めるための技術的支援・能力向上を提供すること、国際的炭素市場からの追加民間分野資金を開くことが謳われている。

出典：世界銀行SCALEウェブサイト <https://www.worldbank.org/en/programs/scale/overview>

# LEAF連合 (The Lowering Emissions by Accelerating Forest finance Coalition) について

- 2021年4月22日の米国主催の気候サミットにおいて、米国・英国・ノルウェー政府及び民間企業によって発表。COP27では、韓国が支援を表明したほか、REDD+排出削減クレジット購入に対する資金コミットが15億ドルを超えた旨発表。
- 民間企業では、アマゾン、デルタ航空(米国)、ネスレ(スイス)、ユニリーバ(英国)、H&M(スウェーデン)、フォルクスワーゲン(ドイツ)等が拠出を表明。クレジット創出側の熱帯林国としては、ブラジルの複数州、コスタリカ、ベトナム、ケニア、パプアニューギニア、ネパール、コンゴ民主共和国Tshuapa州など24の国と州が参加を表明している(2022年12月時点)。
- 民間自主的市場において、準国・国レベルのREDD+プログラムの実施により排出削減が達成されると支払いがなされる仕組み。排出削減1トンあたり最低価格10ドルを保証することとしつつ、①ドナー国や②民間企業による成果への支払いに加え、民間企業が排出削減量をクレジット取引(③民間自主的市場又は④相当調整付きで国際約束目的で活用)するオプションが用意されている。クレジット(発行可能)期間は2022年から2026年で、クレジットの認証スキームとしては、欧米が進める準国レベルのREDD+の取組を認証するART(Architecture for REDD+ Transactions)のTREE(The REDD+ Environmental Excellence Standard)基準<sup>※1</sup>を活用することとされている。
- クレジットを購入する企業は、科学に基づく目標(SBTi)基準又は同等の目標に公にコミットし、取得までに目標設定すべきであることが参加の条件とされている。

## ■ 支払いオプション詳細

①	主権国家拠出者は、成果支払いを実施するが、 <u>排出権も持たず、自国の排出削減目標(以下、NDC)にも活用しない</u> 。供給国(熱帯林国 <sup>※2</sup> )はプロジェクト由来の排出削減量をNDCへ反映可能。
②	民間企業がドナーとなり、成果支払いを実施するが、 <u>排出権も持たず、クレジット取引はしない</u> 。熱帯林国はプロジェクト由来の排出削減量をNDCへ反映可能。
③	民間企業がドナーとなり、成果支払いを実施するが、 <u>民間ベースのクレジット取引に活用可能</u> 。一方で、熱帯林国もプロジェクト由来の排出削減量をNDCへ反映可能。NDCの活用分とクレジット取引活用分の透明性確保が必要。
④	民間企業が、 <u>国際約束等と紐づくクレジット取引に活用可能</u> 。熱帯林国は相当調整を実施し、NDCへ反映する必要。 <sup>※3</sup>

## ■ LEAF連合への参加を表明している地域・企業(2022年12月時点)

熱帯雨林国	ブルキナファソ、ガーナ、ケニア、ナイジェリア、コンゴ民主共和国Tshuapa州、ウガンダ、ザンビア、ネパール、パプアニューギニア、ベトナム、ブラジルAcre州・Amapá州・Amazonas州・Consortium of the Legal Amazon・Maranhão州・Mato Grosso州・Para州・Roraima州・Tocantins州、コスタリカ、エクアドル、ガイアナ、メキシコJalisco州・Quintana Roo州
民間企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 英国企業：Unilever、Burberry、Ernst &amp; Young、Glaxo SmithKline、Intertek Group、PwC、Landsec</li> <li>• 米国企業：Amazon、Delta Air Line、Salesforce、Walmart、Airbnb、BlackRock、Boston Consulting Group、McKinsey &amp; Company</li> <li>• ドイツ企業：Volkswagen、Bayer、E.ON、SAP、</li> <li>• その他：Nestlé(スイス)、H&amp;M(スウェーデン)、Inditex(スペイン)、INDITEX(スペイン)</li> </ul>

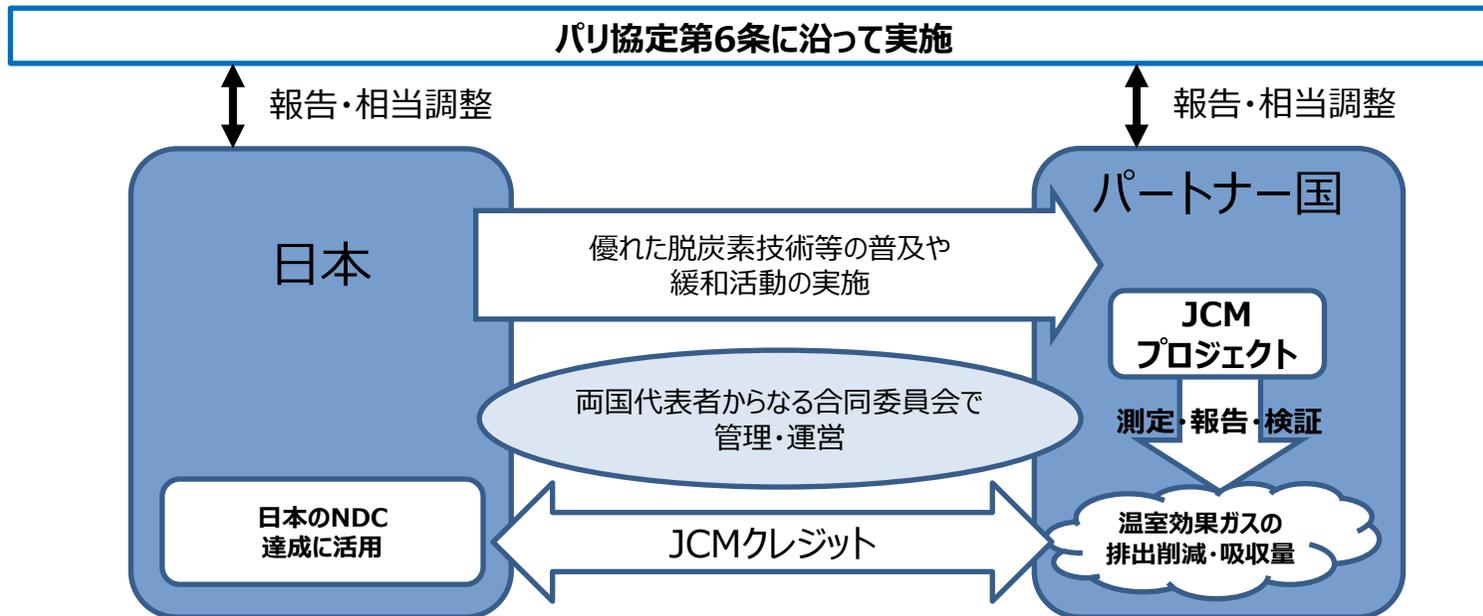
※1 ART-TREEは、2019年に欧米のREDD+専門家が中心となって設立した、国レベルのREDD+クレジットを取り扱う新たな枠組み。2020年2月に、準国及び国レベルの排出削減量をクレジット化することを目的とした独自の基準として、The REDD+ Environmental Excellence Standard (TREES) を策定。国際NGOのWinrock Internationalが事務局。国際民間航空機関(ICAO)のカーボンオフセット制度(CORSIA)に認定されている(2016~2023成果が活用可)。

※2 熱帯林または亜熱帯林が存在する国または準国レベルの行政区

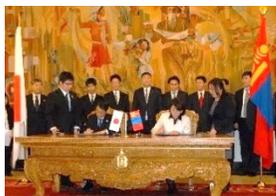
※3 ART-TERRクレジットは、相当調整付きクレジットの発行について、具体的な手続きはまだ定められていない。

## 二国間クレジット制度 (JCM) の基本概念

- 日本企業による投資を通じて、優れた脱炭素技術やインフラ等の普及を促進し、パートナー国の温室効果ガス (GHG) 排出削減・吸収や持続可能な発展に貢献する。
- パートナー国での温室効果ガス (GHG) 排出削減又は吸収への日本の貢献を定量的に評価し、クレジットを獲得する。
- 両国のNDCの達成に貢献するとともに、相当調整によりダブルカウントの回避を図る。
- パリ協定第6条2の協力的アプローチに関するガイダンスと整合的にJCMを実施する。



# JCMパートナー国 (25か国)



【モンゴル】

【バングラデシュ】

【エチオピア】

【ケニア】

【モルディブ】

【ベトナム】

※写真は2021年10月  
(JCM実施期間の延長署名式)

2013年1月8日 (ウランバートル)

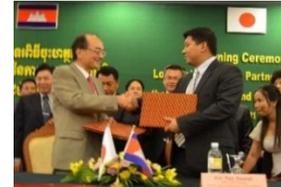
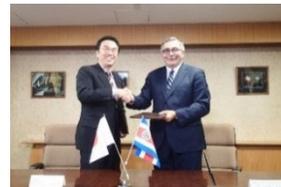
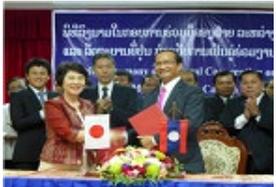
2013年3月19日 (ダッカ)

2013年5月27日 (アジスアベバ)

2013年6月12日 (ナイロビ)

2013年6月29日 (沖縄)

2013年7月2日 (ハノイ)



【ラオス】

【インドネシア】

【コスタリカ】

【パラオ】

【カンボジア】

【メキシコ】

2013年8月7日 (ビエンチャン)

2013年8月26日 (ジャカルタ)

2013年12月9日 (東京)

2014年1月13日 (ゲルルムド)

2014年4月11日 (プノンペン)

2014年7月25日 (メキシコシティ)



【サウジアラビア】

【チリ】

【ミャンマー】

【タイ】

【フィリピン】

【セネガル】

2015年5月13日

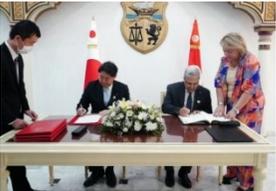
2015年5月26日 (サンティアゴ)

2015年9月16日 (ネピドー)

2015年11月19日 (東京)

2017年1月12日 (マニラ)

2022年8月25日 (ダカール)



【ジョージア】

【アゼルバイジャン】

【モルドバ】

【スリランカ】

【ウズベキスタン】

2022年8月26日 (チュニス)

2022年9月5日 (バクー)

2022年9月6日 (キシナウ)

2022年9月13日 (トビリシ)

2022年10月10日 (コロンボ)

2022年10月25日 (タシケント)



【パプアニューギニア】

2022年11月18日 (シャルム・エル・シェイク)

# JCM-REDD+手続きの流れ

二国間でのREDD+ガイドライン類の協議・合意

※ 国が実施

プロジェクト登録に係るパートナー国との基本合意

提案方法論の作成・提出

(合同委員会での承認)

プロジェクト設計書(PDD)及びセーフガード実施計画書の作成・提出

(第三者機関による妥当性確認、合同委員会での承認)

プロジェクトの実施及びモニタリング

モニタリング報告書及び  
セーフガード実施報告書の作成・提出

(第三者機関による検証)

クレジットの発行申請

(合同委員会で発行するクレジット量を決定)

クレジットの発行

# JCM-REDD+ガイドライン類の種類

★印: JCM-REDD+のために新たに作成するもの

ガイドライン類	概要
実施規則 Rules of Implementation for the JCM	JCMの目的、JCM関係者の定義・役割等を規定。
★ 用語集 Glossary of Terms for REDD-plus	—
★ プロジェクトサイクル手続 Project Cycle Procedures for REDD-plus	JCMプロジェクトの申請方法や承認手続きの期間等のプロジェクトの管理の手順を規定。
合同委員会運営規則 Rules of Procedures for the Joint Committee	合同委員会の組成、運営等を規定。
第三者機関指定ガイドライン Guidelines for Designation as a Third-Party Entity	第三者機関の要件、行うべき業務等を規定。
★ 提案方法論ガイドライン Guidelines for Developing Proposed Methodology for REDD-plus	方法論を作成する際の対象地域の考え方、参照レベルの設定、排出量・排出削減量の算定方法等の取扱いを規定。
★ プロジェクト設計書(PDD)及びモニタリング 報告書作成ガイドライン Guidelines for Developing Project Design Document and Monitoring Report for REDD-plus	プロジェクト設計書(PDD)及びモニタリング報告書を作成する際の様式及び記載要領を規定。
★ セーフガード促進・支援ガイドライン Guidelines for Addressing and Respecting Safeguards for REDD-plus	プロジェクトを実施する際に配慮すべきセーフガード(先住民への配慮や生物多様性保全等)の考え方やセーフガード実施計画書・実施報告書の様式及び記載要領を規定。
★ 妥当性確認・検証ガイドライン Guidelines for Validation and Verification for REDD-plus	提出されたプロジェクト計画書やプロジェクト実施後の排出削減量について、第三者機関による審査方法を規定。

<対策のポイント>

我が国が推進する二国間クレジット制度（JCM）のREDD+分野において、植林等に関するルールを新たに策定するとともに、JCM-REDD+のパートナー国拡大や案件形成に向けて、候補国との官民ワークショップや現地調査等を実施し、我が国民間企業等が森林プロジェクトを実施するための環境整備を進めます。

<政策目標>

パリ協定の実施指針と統合的な植林・再植林にかかる新たなルールについてパートナー国と合意（2カ国[令和6年度まで]）

<事業の内容>

1. 新たな植林・再植林のルール策定

- ① JCM-REDD+において、**植林・再植林のプロジェクトを実施するためのルール（ガイドライン案）を新たに作成**します。
- ② 既存ガイドラインの改善や方法論の作成を支援・助言します。
- ③ ①、②について、**JCM-REDD+パートナー国等との協議のための関連作業部会等の運営**を支援します。

2. JCM-REDD+の拡大に向けた取組

- ① JCM-REDD+パートナー国を発掘するため、候補国との**官民ワークショップ**や**二国間協議**を実施します。
- ② 新規案件の形成を行うため、**途上国政府のニーズを踏まえつつ**、プロジェクトの対象地や活動内容を検討するための**現地調査**を実施します。

3. 国際的議論やクレジット取引にかかる情報収集・分析

気候変動枠組条約締約国会合（COP）の議論、民間のカーボンオフセット制度や国際民間航空機関（ICAO）によるクレジット活用等の最新動向を調査・分析し、1. のガイドライン案の策定や改善に反映します。

<事業の流れ>

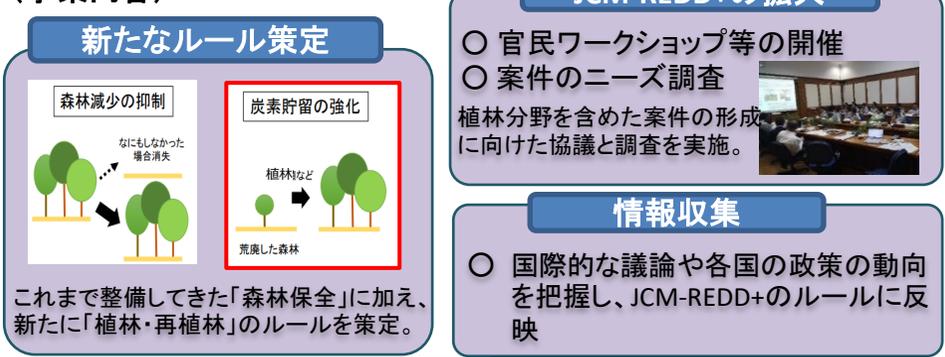


<事業イメージ>

（現状と課題）

- ・二国間クレジット制度（JCM）の加盟国17カ国のうち、JCM-REDD+のルールが整備されているのは2カ国（ラオス、カンボジア）のみ。
- ・現行のJCM-REDD+では、森林の吸収量算定に関するルールが不足。

（事業内容）



（期待される効果）

- ・JCM-REDD+のパートナー国や活動の候補地が増加。

我が国民間企業等によるREDD+プロジェクトを推進。

ご清聴ありがとうございました。